

徳島県規則第三十号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「この項及び」を「この項並びに」に、「において」を「及び第五号において」に改める。

第二十八条第二項中「ものとする。」の下に「条例」を加える。

第二十九条第一項第五号を次のように改める。

五 役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口に係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

附 則

1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の第二十九条第一項第五号の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。